

デロイトトーマツサイバーセキュリティ先端研究所  
ニュースレター Vol.3

# マイナンバー導入にあたって 企業や地方自治体等に求められる対応



# マイナンバー導入

来年(平成28年)1月からマイナンバーの利用が始まります。マイナンバー制度は、簡単に言うと、住民登録しているすべての住民に「個人番号」を、すべての法人に「法人番号」を付与して、社会保障、税および災害対策の分野における行政手続を効率化するための制度です。マイナンバーの導入にあたっては、企業や地方自治体等<sup>\*1</sup>で安全管理措置の整備・運用や、特定個人情報保護評価の実施等、さまざまな対応が求められています。

## 安全管理措置の整備・運用

個人番号をその内容に含む個人情報を「特定個人情報」と言います。特定個人情報は、特定の個人を比較的容易に識別できる情報であるため、それを取扱うすべての企業や地方自治体等において「安全管理措置」を整備・運用することが求められています。こうした安全管理措置には、大きく分けて6つの種類の措置があり、基本方針や取扱規程の策定から物理的・技術的セキュリティ対策の実施まで幅広い対応が規定されています。

### 特定個人情報に関する安全管理措置

#### A 基本方針の策定

特定個人情報の適正な取り扱いについて基本的な方針を策定、周知します。

#### D 人的安全管理措置

事務取扱担当者の監督や教育を行います。

#### B 取扱規程等の策定

特定個人情報のより具体的な取扱いを定める規程を策定、周知します。

#### E 物理的安全管理措置

特定個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体の盗難の防止等を行います。

#### C 組織的安全管理措置

組織体制の整備や、取扱規程に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、漏えいに対応する体制の整備等を行います。

#### F 技術的安全管理措置

アクセス制御、アクセスする者の識別と認証、外部からの不正アクセスの防止、情報漏えいの防止等を行います。

※[2]特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン(事業者変)をもとに筆者が作成

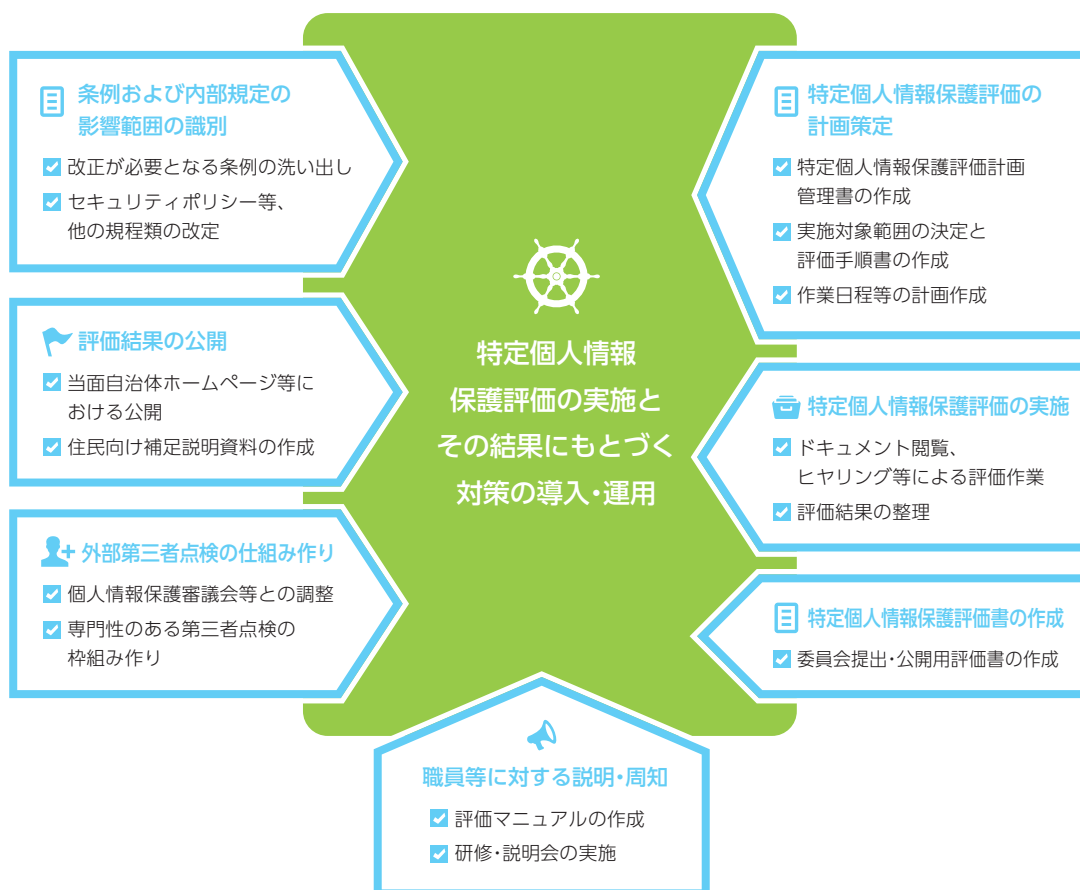
特定個人情報の安全管理措置の導入にあたっては、組織の中でどの部署が個人番号を取り扱うか、誰の個人番号を取り扱うのか等を明らかにしたうえで、取扱担当者や取扱手順等を明確にすることが求められます。また、個人番号を取り扱うためのエリアを限定して入退室管理を行ったり、情報システムにおいてデータにアクセスできる要員を制限したりする等の対応が求められます。さらには、外部ネットワークとの境界におけるファイアウォールの設置や通信経路におけるデータの暗号化等も特定個人情報保護委員会のガイドラインには例示されています。

<sup>\*1</sup> 行政機関(行政機関個人情報保護法第2条第1項に規定する行政機関)および独立行政法人等(独立行政法人等個人情報保護法第2条第1項に規定する独立行政法人等)ならびに地方公共団体及び地方独立行政法人

## 特定個人情報保護評価の実施

さらに地方自治体や一部の企業等<sup>※2</sup>では、特定個人情報の取扱いに先立って「特定個人情報保護評価」を実施することが求められています。特定個人情報保護評価とは、個人番号の取扱いの各段階（入手、利用、委託、組織内での共有、保管、消去）におけるリスクに対し、それらを低減するための対策がどのように講じられているかを事前に自己評価するもので、プライバシー保護の取組みとして最近注目されているプライバシー影響評価に相当します。評価の結果は公表することが定められており、ステークホルダーである住民等がそれに対して意見を述べることで、個人のプライバシー侵害の未然防止や国民・住民の信頼の確保を目的としています。特定個人情報保護評価の実施者は、当局の定める指針や様式等に則って、原則特定個人情報に関連するすべての事務に関し評価を行わなければならない他、評価の結果、必要に応じてリスク低減策を追加的に導入・運用することが求められます。

### 特定個人情報保護評価において評価実施者に一般的に求められる事項



#### 参考文献

- [1] 特定個人情報保護評価指針の解説 平成26年4月20日（平成26年11月11日改正）、特定個人情報保護委員会
- [2] 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）平成26年12月11日、特定個人情報保護委員会
- [3] （別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン 平成26年12月11日、特定個人情報保護委員会
- [4] 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編） 平成26年12月18日、特定個人情報保護委員会

※2 行政機関の長、地方公共団体の長その他の機関、独立行政法人、地方独立行政法人、地方公共団体情報システム機構、情報提供ネットワークを使用した情報連携を行う事業者（健康保険組合等）

## 国内ネットワーク

### 有限責任監査法人トーマツ

東 京 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル Tel:03-6213-1112  
大 阪 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋4-1-1 淀屋橋三井ビルディング Tel:06-4560-6021  
名古屋 〒450-8530 愛知県名古屋市中村区名駅3-13-5 名古屋ダイヤビルディング3号館 Tel:052-565-5517  
福 岡 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラ Tel:092-751-1517

### デロイト トーマツ リスクサービス株式会社

本 社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル Tel:03-6213-1300

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよびDTI弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,900名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約210,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または"Deloitte Global")はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTLおよびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。